

支障事例 2

法定事務（就学支援金）と 独自利用事務（高等学校授業料免除） の項目不一致

※平成28年2月22日付個人情報保護委員会事務連絡添付のQ&Aによる見解

【就学支援金に必要な項目】

・市町村民税(所得割)

※実務では、**生活保護受給証明書**で確認するケースがある。

平成27年度（平成26年分）市民税・県民税 所得・税額証明書（その2）

住 所	氏 名	生年月日
氏名	氏名	生年月日
氏名	氏名	生年月日

平成27年度課税 (平成26年分)	総所得金額 ¥6,870,436	市民税 均等割	所得割	¥270,200
	山林所得金額 ¥0	県民税 均等割	所得割	¥180,100
	退職所得金額 ¥0	年税額		¥454,800

給与総収入額 ¥8,284,595	年金収入額 ¥0	営業管理所得	不動産所得
給与所得 ¥6,256,135	雑所得 ¥0	¥-212,794	¥827,095
*****	*****	*****	*****
*****	*****	*****	*****

医療費控除 ¥59,400	社会保険料 ¥33,000	生命保険料	配偶者控除 ¥330,000
*****	*****	*****	*****
*****	*****	*****	*****
*****	*****	*****	*****

備 考
総所得金額には、総所得、土地等に係る事業所得等の金額、株式等に係る譲渡所得等の金額、上場株式等に係る配当所得等の金額、先物取引に係る雑所得等の金額及び長期・短期譲渡所得（特別控除前）の金額の合計額を記載しています。

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

市長

平成27年度（平成26年分）市民税・県民税 所得・税額証明書（その2） **不一致**

住 所	氏 名	生年月日
氏名	氏名	生年月日
氏名	氏名	生年月日

平成27年度課税 (平成26年分)	総所得金額 ¥705,301	市民税 均等割	所得割	¥17,400
	山林所得金額 ¥0	県民税 均等割	所得割	¥11,600
	退職所得金額 ¥0	年税額		¥34,500

給与総収入額 ¥0	年金収入額 ¥0	営業管理所得	不動産所得
雑所得 ¥91,000	雑所得 ¥0	¥0	¥827,095
*****	*****	*****	*****
*****	*****	*****	*****

社会保険料 ¥59,400	基礎控除 ¥33,000	各種控除	各種控除
*****	*****	*****	*****
*****	*****	*****	*****
*****	*****	*****	*****

備 考
総所得金額には、総所得、土地等に係る事業所得等の金額、株式等に係る譲渡所得等の金額、上場株式等に係る配当所得等の金額、先物取引に係る雑所得等の金額及び長期・短期譲渡所得（特別控除前）の金額の合計額を記載しています。

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

市長

【私立・県立高等学校の授業料免除事務に必要な項目】

・市町村民税(所得割)

(大分県事例:情報提供ネットワークシステムでは取得できない項目)

- ・市町村民税(均等割)※
- ・給与所得、年金収入額、雑所得、事業所得、農業所得、営業所得、営業所得、不動産所得等、利子所得、配当所得、長期譲渡所得(申告、分離)、短期譲渡所得(申告、分離)、一時所得、山林所得、株式等譲渡所得、上場株式等譲渡所得、先物取引雑所得、
- ※以外は県立学校のみ必要な情報

授業料免除の実績(H27)

私立 約23,730人(九州・沖縄)
県立 約170人(九州・沖縄)

※大分県調

(所得・課税証明×世帯員数)を市町村窓口で取得した上で
県(学校経由)に申請する必要がある。
※在学中3回提出する必要がある。

※授業料免除事務に所得・課税証明書に記載された地方税関係情報に加えて、生活保護世帯であることを確認するための情報(生活保護関係情報)が必要である。

支障事例 3

法定事務（難病患者の医療費助成）と 独自利用事務（不妊治療費の助成） の項目不一致

※平成28年6月29日付個人情報保護委員会事務連絡により事例追加

【難病患者の医療費助成に必要な項目】

- 合計所得金額
- 市町村民税（所得割）
- 市町村民税（均等割）
- 年金収入額

平成27年度（平成26年分）市民税・県民税 所得・税額証明書（その2）

住所	氏名	生年月日
賦課期日現在の住所		
氏名		

総所得金額	市民税 均等割	所得割	不動産所得
平成27年度課税 (平成26年分)	¥6,870,436	¥3,000	¥270,200
山林所得金額	均等割	所得割	
¥0	¥0	¥1,500	¥180,100
退職所得金額	年税額		¥454,800
¥0			

給与・雑収入額	年金収入額	農業所得	不動産所得
給与所得 ¥8,284,595	雑所得 ¥0	¥-212,794	¥827,095
¥6,256,135	¥0	*****	*****
*****	*****	*****	*****
*****	*****	*****	*****
*****	*****	*****	*****

医療費控除	社会保険料	配偶者控除
¥59,400	¥35,000	¥330,000
*****	*****	*****
*****	*****	*****
*****	*****	*****

備考
所得金額には、総所得、土地等に係る事業所得等の金額、株式等に係る譲渡所得等の金額、上場株式等に係る配当所得等の金額、先物取引に係る雑所得等の金額及び特別・短期譲渡所得（特別控除前）の金額の合計額を記載しています。

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日 市長

平成27年度（平成26年分）市民税・県民税 所得・税額証明書（その2）

住所	氏名	生年月日
賦課期日現在の住所		
氏名		

総所得金額	市民税 均等割	所得割	不動産所得
平成27年度課税 (平成26年分)	¥6,870,436	¥3,000	¥270,200
山林所得金額	均等割	所得割	
¥0	¥0	¥1,500	¥180,100
退職所得金額	年税額		¥454,800
¥0			

給与・雑収入額	年金収入額	農業所得	不動産所得
給与所得 ¥8,284,595	雑所得 ¥0	¥-212,794	¥827,095
¥6,256,135	¥0	*****	*****
*****	*****	*****	*****
*****	*****	*****	*****

医療費控除	社会保険料	生命保険料	配偶者控除
¥59,400	¥35,000	¥28,000	¥330,000
*****	*****	*****	*****
*****	*****	*****	*****
*****	*****	*****	*****

備考
所得金額には、総所得、土地等に係る事業所得等の金額、株式等に係る譲渡所得等の金額、上場株式等に係る配当所得等の金額、先物取引に係る雑所得等の金額及び特別・短期譲渡所得（特別控除前）の金額の合計額を記載しています。

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日 市長

【不妊治療費の助成に必要な項目】

（情報提供ネットワークシステムでは取得できない項目）

- 総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、事業所得、譲渡所得、先物取引雑所得、条約適用利子等所得、条約適用配当所得、雑損控除、医療費控除、小規模共済等掛金控除、障害者控除情報、本人該当区分（寡婦（夫）控除、勤労学生控除）

※照会項目は、児童手当法に関する事務（法定事務）と同一

不妊治療費の助成実績(H26)

約 153,000件(全国)
約 15,200件(九州・沖縄)

※大分県調

申請者は必要な書類（所得・課税証明×2、住民票、戸籍抄本）を市町村窓口で取得した上で県（保健所）に申請する必要があります。

※複数回申請する場合もある。

マイナンバー法別表第二及び別表第二主務省令では特定個人情報情報は限定されていない

【別表第二】

情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報
百十三 文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
百十九 都道府県知事	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの

【別表第二主務省令】

第五十八条 法別表第二の百十三の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- 一 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第四条の高等学校等就学支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報
イ **当該申請を行う者の保護者等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成二十二年政令第百二十二号）第一条第二項の保護者等をいう。以下この条において同じ。）に係る市町村民税に関する情報**

※ 別表第二の百十九の項の主務省令は未施行

独自利用事務で、照会できる特定個人情報を法別表第二で定める単位とし、データ標準レイアウトで項目の限定を行わず、必要な項目を照会できるように求める。

独自利用事務でのマイナンバーの活用が進まない

データ項目	個人住民税情報	課税年度市町村民税所得割額	市町村民税均等割額	手続名 情報連携法定事務
個人住民税情報	○	●	○	○
課税年度市町村民税所得割額	○	●	○	○
市町村民税均等割額	○	○	○	○

同じ地方税関係情報であっても独自利用事務に必要な項目が取れない

改正

データ項目	個人住民税情報	課税年度市町村民税所得割額	市町村民税均等割額	手続名 独自利用事務
個人住民税情報	○	●	○	○
課税年度市町村民税所得割額	○	●	○	○
市町村民税均等割額	○	○	○	○

同じ地方税関係情報であれば法定事務にない項目についても照会可能に

(※) 地方税情報の情報提供者は、これ以外のデータ項目も含め情報提供ネットワークシステムに提供するため、情報提供者の事務に新たな負担はない。

独自利用事務でマイナンバーの活用が進み住民サービスが向上